

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（三級基準点座標補正）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

平成三十年四月二十三日から平成三十年五月三十日まで